

第41期事業年度

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月 31日

令和 2年度

事業計画書

社会福祉法人 神戸自興会

特別養護老人ホーム 萬寿園

令和2年度 萬寿園事業計画

事業方針

稼働率

現在の入所待機者に関しまして、申し込み段階では要介護度3以上あるのですが、入所後の介護保険更新時に要介護度が2以下になると思われる方や、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以下の方が多く、早期入所が困難な方が多くみられます。その中で、ショートステイとして空床ベッドに入所前提で利用してもらい、認知度にゆとりができた時点での入所に切り替えたり、要介護認定更新後に入所に切り替えたりしています。また以前に引き続き、早期入院・早期退院を心がけて対応しており、稼働率95%を目標に実践していきたいと考えています。

職員の研修・教育・人材確保の実施

今年度も引き続き職員の質の向上（＝サービスの質の向上）を目指し、年間を通して、外部講師を招いての施設内研修を行っていきます。また、高齢者虐待防止や身体拘束廃止の研修は、職員が講師となり実施していきます。また、技能実習生の受入れも計画しており、人材育成や職場環境の改善にも力を入れていきます。

社会福祉充実計画

令和2年社会福祉充実計画として継続していきます。

1. 処遇改善手当（2）
2. 法人研修費

働き方改革

労働基準法の改定により、今年度から有給休暇の取得をしっかりと把握し、少しでも職員が働きやすいよう、環境づくりに取り組んでおります。

外部への情報発信

萬寿園では、施設運営の明確化・情報開示の面からも、ホームページの充実を強化しています。定期的に内容を更新し、事業収支・事業体制・第三者評価

や監査結果なども掲載していきます。

地域貢献

地域貢献として、地域の会食会への送迎サービスや神戸市西区社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット KOBE・西）へ継続して参加しており、西区の中学校でも福祉体験実習を行っています。また、神出町地域ケア会議では、神戸市西区神出町内の特別養護老人ホームの施設長や神出町の民生委員会長、自治会長等と今後の地域貢献について話し合いの場を持ち、社会貢献に繋がられる様に検討しております。

施設設備

施設の老朽化もあり、令和2年度も施設設備の改修を予定しています。

1. 多床室の個室化
 - (1) プライバシー確保の観点等から、多床室の個室化を計画しています。
2. 照明器具のLED化
 - (1) 廊下や居室、枕灯などの電気をLEDに変更します。

運営方針

防災意識

火災・地震など、災害はいつどのようにして発生するか分からないことから、災害発生時の対応は常に意識しておくことが必要です。火災想定訓練は夜間帯・日勤帯想定、地震想定は日勤帯想定で実施しております。職員一人ひとりが考えながら行動し、意識することにより、少しでも良い対策を検討できればと考えています。

口腔ケアについて

1. 年2回、歯科医師による歯科検診の実施（4月・10月）。
2. 月4回、歯科衛生士による口腔ケアの実施。
3. 毎日、昼食後と夕食後（経管栄養の方は朝食後・昼食後・夕食後）の口腔ケアの実施。

ケース会議について

1. 4ユニット体制で、月4回、ユニット毎に毎週1回ずつケース会議を行い、ケアプランの見直しを行う（3ヶ月で100名の方のケース会議を行い、お一人の入居者の方に対して年4回のケース会議を実施）。
2. 年明けにはケース会議の年間カレンダーを家族様に送付。ケース会議に同席していただけるように早めにお知らせしている。
3. ケース会議後は、施設ケアマネージャーがケアプランの内容をご家族様に郵送し、返信用の封筒を同封して、サイン・捺印をして返送していただくように郵送。返送されないご家族様に対しては、電話連絡にて返送してもらえらるようにお伝えする。また、その際にご意見・ご要望などを記載していただけるように用紙を同封している。

感染症予防

入所者の方の安全確認の為に感染症対策委員会を毎月行い、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症対策として、次亜塩素酸水の噴霧を毎日実施しています。また、嘔吐や感染症の疑いがある方には必要な対策・対応を行い、ミスト噴霧器を居室内（必要に応じて個人ごと）にも設置しております。インフルエンザなどの感染症が発症することもあります。蔓延することなく終息していることから、今後も同様の対応を継続して行っていきたいと考えています（インフルエンザワクチン予防接種は、毎年11月に実施）。

法令遵守

萬寿園では、職員にコンプライアンスの説明を行い、施設の健全経営に取り組んでいます。事故防止委員会・感染症対策委員会・拘束廃止委員会・虐待防止委員会の取り組みなど、各委員会に基づいてリスクマネジメントへの取り組み等も行っています。

高齢者虐待防止

昨年と同様に、年間を通して高齢者虐待防止の外部研修に参加し、その職員が施設従事者に対して年1回の研修を実施し、職員間の意識向上を図っています。

身体拘束廃止

昨年と同様に、身体拘束廃止委員会の担当職員が直接介護の施設従事者に対して、年間2回の研修を実施し、意識向上を図っています。

買物

1. 月2回（第1・3水曜日）、職員が注文を聞き、コープ志染等で購入。
2. 毎週水曜日、果物を希望の方は注文配達で購入。
3. 必要に応じて、ご家族様からの依頼があれば、衣類等を施設で個人購入。

備考

レクリエーションについて（ボランティアの先生の指導あり。職員は補助）

- | | | | |
|----------|------|------|------|
| 1. 第1月曜日 | 音楽療法 | ・水曜日 | 民踊教室 |
| 2. 第2火曜日 | 習字教室 | ・水曜日 | お茶会 |
| 3. 第3日曜日 | 音楽療法 | | |

慰問（月2～3回）

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 花こま（民芸慰問） | 1月（第2土曜日） |
| 2. 富士演芸同士の会 | 5月・8月・11月・3月（第4土曜日） |
| 3. 歌川流（踊り） | 3月 |
| 4. よさこい恋（灯） | 6月・9月・12月・3月（第2土曜日） |
| 5. 風さやか様（歌・踊り） | 4月・11月（第2土曜日） |
| 6. オアシス（童謡・懐メロ） | 4月・6月・10月・2月（土曜日） |
| 7. 神戸北町歌謡舞踊団体 | 年3回 |
| 8. そよ風（音楽療法・オカリナ） | 年3回 |
| 9. ハーモニー（音楽療法） | 年10回（第3土曜日） |
| 10. ソレイユ（カラオケ慰問） | 6月・9月・12月・3月（第3水曜日） |
| 11. 富士川流（踊り・歌） | 9月 |
| 12. 西区老連女性合唱 | |
| 13. 神出町かたこ会女性合唱 | |
| 14. 他 随時受入れ | |

基本理念

1. いつも笑顔で、明るく優しい言葉がけで接します。
(1) 萬寿園での介護は、言葉がけと笑顔で始まり、言葉がけと笑顔で終わります。

(2) 廊下ですれ違う時も、一言、笑顔で言葉がけを大切にします。

2. 親切、丁寧な介護を常に心がけて日々実践します。

(1) 萬寿園での介護は、入居者の方に安心してもらえる介護に努めます。

(2) 優しく丁寧に、目配り気配り心配りを大切にします。

3. プロとしての自覚を持って、その人がその人らしく生活してもらえるように、残存能力を生かすケアを目指します。

(1) 萬寿園での介護は、入居者の方が自分で出来ることは、1年でも2年でも今の状態を維持できるように、見守り声かけでの対応を行っていきます。

(2) そのためには入居者一人ひとりの心身の状態をよく観察して行きます。

年間計画表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
施設・ユニット行事	お花見弁当	お菓子バイキング	在園者懇談会	在園者懇談会	納涼祭	在園者懇談会
	在園者懇談会	在園者懇談会	買物	買物	花火大会	買物
	買物	買物			在園者懇談会	
					買物	
慰問	音楽療法 (よつばのクローバー)	音楽療法 (よつばのクローバー)	音楽療法 (よつばのクローバー)	音楽療法 (よつばのクローバー)	音楽療法 (よつばのクローバー)	音楽療法 (よつばのクローバー)
	民踊教室	民踊教室	民踊教室	民踊教室	民踊教室	民踊教室
	習字教室	習字教室	習字教室	習字教室	習字教室	習字教室
	お茶会	お茶会	お茶会	お茶会	お茶会	お茶会
	音楽療法 (ゆう工房)	音楽療法 (ゆう工房)	音楽療法 (ゆう工房)	音楽療法 (ゆう工房)	音楽療法 (ゆう工房)	音楽療法 (ゆう工房)
	ティールーム	ティールーム	ティールーム	ティールーム	ティールーム	ティールーム
	音楽療法 (ハーモニー)	音楽療法 (ハーモニー)	音楽療法 (ハーモニー)	音楽療法 (ハーモニー)	音楽療法 (ハーモニー)	音楽療法 (ハーモニー)
	風さやか様	富士演芸同志会	よさこい恋(灯)		富士演芸同志会	よさこい恋(灯)
	オアシス		オアシス			ソレイユ
			ソレイユ			富士川流
会議	ケース会議	ケース会議	ケース会議	ケース会議	ケース会議	ケース会議
	虐待防止委員会	虐待防止委員会	虐待防止委員会	虐待防止委員会	虐待防止委員会	虐待防止委員会
	主任者会議	主任者会議	主任者会議	主任者会議	主任者会議	主任者会議
	衛生委員会	衛生委員会	衛生委員会	衛生委員会	衛生委員会	衛生委員会
	給食委員会	給食委員会	給食委員会	給食委員会	給食委員会	給食委員会
	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議
	事故防止委員会	事故防止委員会	事故防止委員会	事故防止委員会	事故防止委員会	事故防止委員会
	感染症対策委員会	感染症対策委員会	感染症対策委員会	感染症対策委員会	感染症対策委員会	感染症対策委員会
	身体拘束廃止委員会	身体拘束廃止委員会	身体拘束廃止委員会	身体拘束廃止委員会	身体拘束廃止委員会	身体拘束廃止委員会
	口腔ケア検討委員会	口腔ケア検討委員会	口腔ケア検討委員会	口腔ケア検討委員会	口腔ケア検討委員会	口腔ケア検討委員会
	接遇委員会	接遇委員会	接遇委員会	接遇委員会	接遇委員会	接遇委員会
	入所判定委員会	入所判定委員会	入所判定委員会	入所判定委員会	入所判定委員会	入所判定委員会
				納涼祭実行委員会	納涼祭実行委員会	

年間計画表

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設 ・ ユニ ット 行事	在園者 懇談会	神出町 文化祭	クリスマス 会	お餅焼き	節分	在園者 懇談会
	買物	握り寿司 の日	在園者 懇談会	在園者 懇談会	在園者 懇談会	買物
		在園者 懇談会	買物	買物	買物	
		買物				
慰問	音楽療法 (よつばの クローバー)	音楽療法 (よつばの クローバー)	音楽療法 (よつばの クローバー)	音楽療法 (よつばの クローバー)	音楽療法 (よつばの クローバー)	音楽療法 (よつばの クローバー)
	民踊教室	民踊教室	民踊教室	民踊教室	民踊教室	民踊教室
	習字教室	習字教室	習字教室	習字教室	習字教室	習字教室
	お茶会	お茶会	お茶会	お茶会	お茶会	お茶会
	音楽療法 (ゆう工房)	音楽療法 (ゆう工房)	音楽療法 (ゆう工房)	音楽療法 (ゆう工房)	音楽療法 (ゆう工房)	音楽療法 (ゆう工房)
	ティールーム	ティールーム	ティールーム	ティールーム	ティールーム	ティールーム
	音楽療法 (ハーモニー)	音楽療法 (ハーモニー)	音楽療法 (ハーモニー)	音楽療法 (ハーモニー)	音楽療法 (ハーモニー)	音楽療法 (ハーモニー)
	オアシス	富士演芸 同志会	よさこい恋 (灯)	花こま座	富士演芸 同志会	歌川流
		風さやか様	ソレイユ		オアシス	よさこい恋 (灯)
						ソレイユ
会議	ケース会議	ケース会議	ケース会議	ケース会議	ケース会議	ケース会議
	虐待防止 委員会	虐待防止 委員会	虐待防止 委員会	虐待防止 委員会	虐待防止 委員会	虐待防止 委員会
	主任者会議	主任者会議	主任者会議	主任者会議	主任者会議	主任者会議
	衛生委員会	衛生委員会	衛生委員会	衛生委員会	衛生委員会	衛生委員会
	給食委員会	給食委員会	給食委員会	給食委員会	給食委員会	給食委員会
	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議
	事故防止 委員会	事故防止 委員会	事故防止 委員会	事故防止 委員会	事故防止 委員会	事故防止 委員会
	感染症対策 委員会	感染症対策 委員会	感染症対策 委員会	感染症対策 委員会	感染症対策 委員会	感染症対策 委員会
	身体拘束 廃止委員会	身体拘束 廃止委員会	身体拘束 廃止委員会	身体拘束 廃止委員会	身体拘束 廃止委員会	身体拘束 廃止委員会
	口腔ケア 検討委員会	口腔ケア 検討委員会	口腔ケア 検討委員会	口腔ケア 検討委員会	口腔ケア 検討委員会	口腔ケア 検討委員会
	接遇委員会	接遇委員会	接遇委員会	接遇委員会	接遇委員会	接遇委員会
	入所判定 委員会	入所判定 委員会	入所判定 委員会	入所判定 委員会	入所判定 委員会	入所判定 委員会
		クリスマス会 実行委員会	クリスマス会 実行委員会			

第41期事業年度

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月 31日

令和 2年度

事業計画書

社会福祉法人 神戸自興会

特別養護老人ホーム 萬寿園
短期入所生活介護

令和2年度 短期入所生活介護 事業計画

事業方針

ご利用者が要介護または要支援状態となった場合においても、ご利用者が可能な限り居宅において、持っている能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持とご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を目的にサービスを提供します。

運営方針

職員一人一人が、ご利用者から「この人なら安心」と選んでもらえるように、萬寿園基本理念に沿った介護を実践しサービスの向上に努めます。

利用時の様子や緊急時はご家族様、ケアマネージャーとの連絡をしっかりと行い安心して頂けるようにします。

萬寿園基本理念

- ①いつも笑顔で、明るく優しい言葉がけで接します。
- ②親切、丁寧な介護を常に心がけて日々実践します。
- ③プロとしての自覚を持って、その人がその人らしく生活してもらえるように残存能力を生かすケアを目指します。

令和2年度 短期入所生活介護 稼働率 目標予算

介護報酬 1,850千円 居住費 182千円 220千

介護報酬1人平均 8700円として 延べ人数 2126人目標 昨年比 111.9%

I. 職員の質・介護力の向上

個人の持っている障害や生活環境の違いを理解し適切な介護サービスを提供できるようにアセスメントを実施し、職員への情報提供を行い、安心して生活できるように援助いたします。

II. レクリエーションの充実

個別ニーズに特化し将棋やカラオケ、散歩等、個人の要望に合わせて提供いたします。

III. 感染対策

新型コロナウイルス各種感染症を施設に持ちこまないように、利用日当日の朝、ご利用者の検温をご自宅でおこなっていただきます。

ご利用者に 37.5 度以上の発熱、咳やのどの痛み、くしゃみなどの呼吸器症状があった場合は、ご利用を控えて頂くようお願いし感染対策を行ってまいります。

IV. 稼働率の向上

施設増加により新規利用者の減少、稼働率の増加のために、神戸市空床情報の利用、居宅介護支援事業所への空床情報の連絡を行ってまいります。

再利用をしていただくために、施設としてのサービスの向上、ご本人が喜んでいただけるような個別レクリエーションDVD鑑賞、ドライブ、料理等をご本人に合わせて提供していきたいと考えています。

また、利用中の様子については、家族様に伝わりにくいこともあるため、退所時に家族様に利用時における状況、様子について、詳しく引き継げるように退所時に手紙（利用の様子）を手渡し、担当ケアマネージャーとの情報共有を行います。安心してサービスを利用できることで再利用につなげてまいります。

第41期事業年度

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月 31日

令和 2年度

事業計画書

社会福祉法人 神戸自興会

特別養護老人ホーム 萬寿園
居宅介護支援事業所

1、基本方針

平成31年4月より始まっている、認知症「神戸モデル」などの新しい制度や法律の改正を熟知して、居宅介護支援事業所萬寿園の適正な運営を確保すること。また、要介護状態、要支援状態にある利用者に対し適切な内容のケアプランを作成し、サービス担当者会議の開催、毎月のモニタリングを確実に行っていく。今後ますます必要となる医療・障がい者制度利用関係者との連携を密にしながら、利用者に適切な居宅介護サービスを提供していく。そして地域包括支援センターとの連携のもと介護予防マネジメントを行い、状況に応じた対応を図っていく方針である。

2、運営方針

- (1) 利用者が要支援(1,2)・要介護状態になった場合、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切に総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう配慮する。
- (2) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業者に偏する事なく公平かつ中立に実施する。
- (3) 地域包括支援センター(あんしんすこやかセンター)、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設との連携に努める。

3、事業所の体制

- (1) 管理者(特別養護老人ホーム施設長と兼務)
- (2) ケアマネジャー 常勤専従(1名)

4、居宅介護支援サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画の作成
- (2) 居宅サービス事業所、地域包括支援センターとの連絡調整・便宜の提供、医療との連携・主治医への連絡
- (3) サービス実施状況の把握・居宅サービス計画、介護予防支援サービス計画などの評価、変更
- (4) 給付管理
- (5) 要介護認定等にかかる申請の援助、相談・説明

5、認定調査業務の内容の確立

- (1) 要介護者・要支援者の認定状況の把握
- (2) 要介護認定申請の代行手続き業務
- (3) 認定調査(調査依頼時のみ)
- (4) 新規・変更申請希望者の対応(指定調査機関との連携)

6、介護支援事業の体制と報酬

(1) 地域包括支援センターとの委託契約と連携

予防給付ケアマネジメント業務ガイドラインに基づき業務委託を行なう。介護予防サービス評価体制の強化など、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの連携により介護予防事業が遂行される。

(2) 居宅介護支援費に関わる介護報酬（標準担当件数については上限が35件）

* 居宅介護支援費（I）

①要介護1, 2 …1,057単位/月

②要介護3, 4, 5 …1,373単位/月

* 減算

①運営基準減算 1か月以内…100分の50に相当する単位数
2か月以上…所定単位数は算定しない

②特定事業所集中減算…200単位/月

<算定要件>

① 正当な理由なく、特定の事業所の割合が80%を超える場合（-200単位）

②サービス担当者会議や定期的な利用者の居宅訪問未実施等（-50%）

* 加算

①初回加算…300単位/月

②入院、入所時情報連携加算（訪問）…200単位

③入院、入所時情報連携加算（その他）…100単位

④退院・退所時の病院等との連携…300単位

* 介護予防支援…3845円/月

①初回加算…2700円/月

(3) 居宅介護支援事業所とサービス事業所との連携

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。

(4) 介護保険法上に位置付けた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった時には、これに協力するよう努めることとする。

7、現状の把握

当事業所との契約を締結された利用者のうち、介護保険給付対象件数は、施設入所、死亡、入院、転居などがあるが、介護認定更新で要支援から要介護になる方もあり増加傾向である。介護予防給付についても、担当件数上限の撤廃により担当者数が増えている。

8、今後の推移・課題

医療保険改革に伴う医療ニーズの高い患者の早期退院に備えて、医療との連携、地域包括支援センターや各サービス提供事業所との情報交換を密にしていく。そして、新しい神戸市の施策である「神戸モデル」について、利用者や家族に周知しておき、認知症になっても安心して生活ができるようにサポートしていく。

利用者の多様なニーズに応えられるよう、地域のフォーマル・インフォーマルサービスを把握し、的確なケアマネジメントが提供できるよう努めていく。また、独居の要介護者や家族が孤立しないように支援していくという役割があると考えます。

ケアマネジメント業務として、介護給付に関しては利用者や家族の要望を正確に把握して、調整しながらケアプランを作成する。また、毎月の訪問とモニタリングを通じて随時ケアプランの見直しを行なう。予防給付については、各地域包括支援センターとの連携を図りながらプランの作成をしていくことになる。

最大の課題である介護給付件数の拡大の為には、各医療機関や介護サービス事業所、地域包括センターとの連携をより強くしていく必要がある。